記者発表

令和3年11月29日
青森県道路メンテナンス会議

青森県内の橋梁等の2020年度（令和2年度）点検結果をとりまとめ

～青森の道路メンテナンス概要（2巡目の2年目）の公表～

2014年度より道路管理者は全ての橋梁、トンネル、道路附属物等について、5年に1度の点検が義務付けられています。2018年度に1巡目点検が完了し、2019年度から2巡目点検を実施しています。

今般、2巡目（2019～2020年度）の点検実施状況、これまでの措置状況、道路メンテナンス会議の取り組み等を「青森の道路メンテナンス概要」としてとりまとめましたのでお知らせいたします。

1. 2巡目点検は1巡目点検より進捗　（青森の道路メンテナンス概要p3～4）

- 2巡目（2019～2020年度）の点検実施状況は、橋梁37%、トンネル：16%、道路附属物等：43%を実施しており、1巡目点検よりも進捗しています。
- 全道路管理者の2019～2020年度の点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ・Ⅳ）の施設数は、橋梁：264橋、トンネル：3箇所、道路附属物等：19施設となっています。

2. 地方公共団体の修繕等措置の着手率が6割　（青森の道路メンテナンス概要p22）

- 1巡目点検で判定区分Ⅲ・Ⅳと診断された橋梁で、2020年度末までに修繕等の措置に着手した割合は、国土交通省：100%、高速道路会社：82%、地方公共団体：63%となっています。

3. 5年間で早期又は緊急に措置を講ずべき状態に変化した割合は7%

（青森の道路メンテナンス概要p11）

- 1巡目の2014年度及び2015年度の点検で判定区分Ⅰ・Ⅱと診断された橋梁のうち、修繕等の措置を講じないまま、5年後の2019年度及び2020年度の点検において、判定区分Ⅲ・Ⅳへ遷移した橋梁の割合は全道路管理者で7%となっています。

青森県道路メンテナンス会議では、点検結果を踏まえ、各道路管理者と連携して計画的なメンテナンスを引き続き実施して参ります。

青森の道路メンテナンス概要は、以下のWebページにてご覧いただけます。

http://www.thr.mlit.go.jp/aomori/road/maintenance/gaiyo.html

＜発表記者会：青森県政記者会、建設関係専門紙、津軽新報社＞

＜問い合わせ先＞
青森県道路メンテナンス会議事務局
国土交通省　東北地方整備局　青森河川国道事務所
工事品質管理官　沼田（ぬまた）　龍治（りゅうじ）　TEL 017-734-4521（代表）（内線302）
建設専門官　佐野峯（さのみね）　勉（つとむ）　TEL 017-734-4575（内線403）
青森県　県土整備部　道路課　橋梁・アセット推進グループ
総括主幹　浅利（あさり）　洋信（ひろのぶ）　TEL 017-734-9658（直通）

〔道路メンテナンス年報〕

青森の道路メンテナンス概要

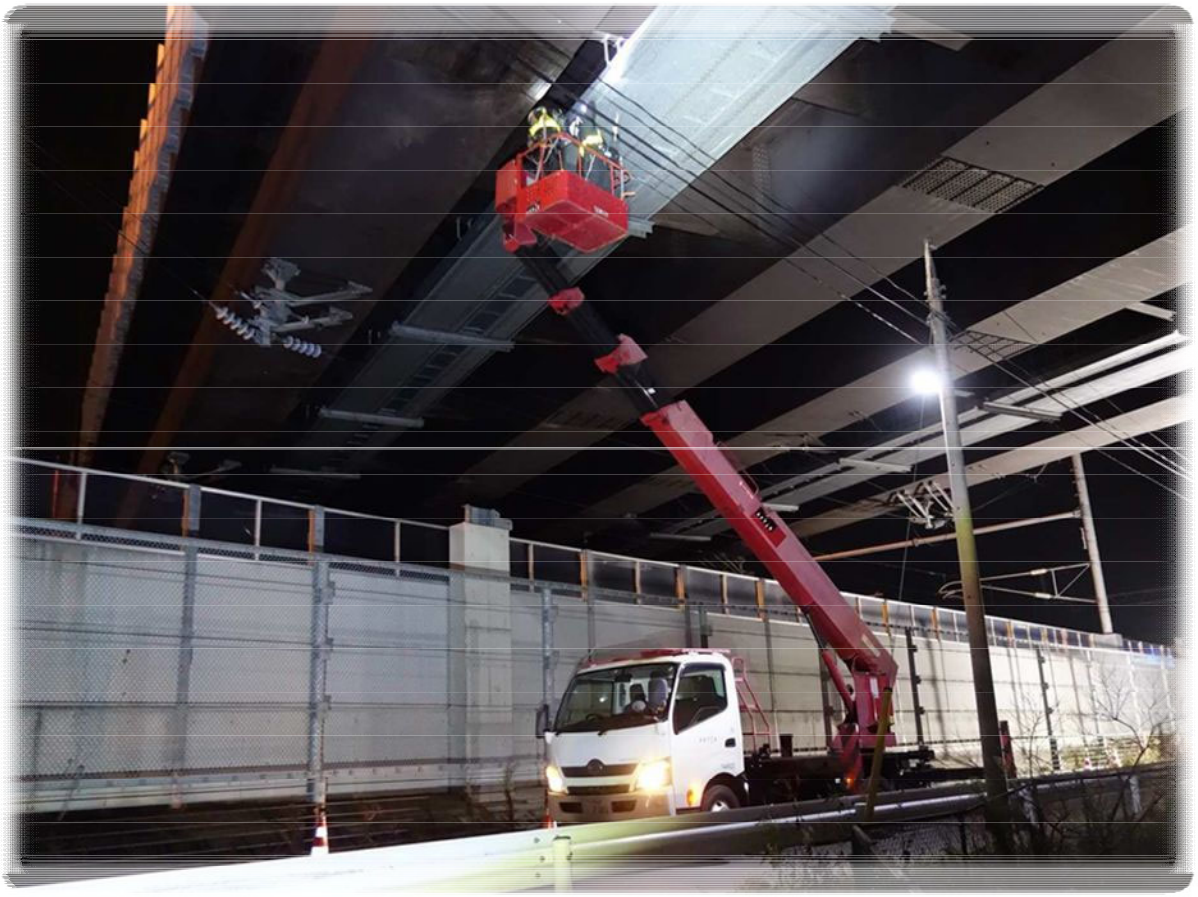

２０２１年１１月

青森県道路メンテナンス会議

まえがき

青森県内の国道や高速道路、県道、市町村道の道路延長は約 20,700ｋｍにおよび、その中には約 7,000 橋の橋梁、約 60 箇所のトンネル、約 340 施設の道路附属物等があります。また、その道路構造物の多くが高度経済成長期に建設されたことから、道路構造物の老朽化は急速に進行する状況です。

例えば、建設後 50 年を経過した橋梁は、架設年次が不明な橋梁を除くと、2021 年 3 月末時点で約 1,300 橋、全体の 26%になりますが、20 年後には 75%の約 3,700 橋まで増加するため、老朽化対策の課題に早期に取り組むことが求められています。

道路構造物の老朽化対策は緊急的・社会的な課題であることから、2014 年度から道路のメンテナンスサイクルの構築に向けて動き出しており、2018 年度までの 5 年間(1 巡目）で、各道路管理者により計画的に点検が実施され、2019 年度より 2 巡目の点検に着手したところです。

「青森県道路メンテナンス会議」は、道路インフラの予防保全・老朽化対策の体制強化を図るため県内の道路管理者が連携し 2014 年度に設立しました。これまで道路施設の定期点検計画の策定、見学会・研修会及び修繕の実施等、市町村への技術支援に取り組んできたところです。引き続き、道路インフラの老朽化対策の着実な推進を図っていくため、2 巡目点検は新技術を活用するなど効率的に進めるとともに、点検結果を踏まえた補修・修繕等を継続的に実施していきます。

「青森の道路メンテナンス概要」は、青森県道路メンテナンス会議の取り組みの一環として、県内の道路施設の老朽化の実態やメンテナンスの取り組みについてとりまとめ、県民や道路利用者に情報発信するとともに、今後の措置方針立案に繋げていくものです。

青森県道路メンテナンス会議　会長
（青森河川国道事務所長）　一戸　欣也

目　　次

１　道路構造物の現状 1
（１）　道路構造物の管理者 1
（２）　道路構造物の急速な老朽化 1
２　青森の道路メンテナンス概要について 2
（１）　概要 2
（２）　橋梁・トンネル・道路附属物等の健全性の診断について 2
３　橋梁・トンネル・道路附属物等の点検結果 3
（１）　2 巡目（2019～2020 年度）の点検結果（全道路管理者） 3
（２）　2 巡目（2019～2020 年度）の点検結果（管理者別） 5
（３）　2019～2020 年度点検実施施設における判定区分の遷移状況 11
（４）　直近 5 年間（2016～2020 年度）の点検結果（全道路管理者） 14
（５）　直近 5 年間（2016～2020 年度）の点検結果（管理者別） 18
４　判定区分Ⅲ、Ⅳの施設の修繕等措置の実施状況 21
（１）　1 巡目点検施設における修繕等措置の実施状況 21
（２）　直近 5 年間の点検施設における修繕等措置の実施状況 25
（３）　判定区分Ⅳの施設の措置状況 28
（４）　修繕等措置の取り組み事例 29
（５）　橋梁の損傷傾向 33
（６）　個別施設計画の策定状況 35
５　予防保全への移行状況 37
６　道路メンテナンス会議の取り組み 38
７　参考資料（東北と県全体の比較） 40
８　巻末資料 51

表紙写真：国道 454 号　えんぶりっぢ(上り)

３　橋梁・トンネル・道路附属物等の点検結果

（１）２巡目（2019～2020 年度）の点検結果（全道路管理者）

２巡目（2019～2020 年度）の累積点検実施率は、橋梁 37%、トンネル 16%、道路附属物等 43%と着実に進捗しています。

判定区分の割合は、橋梁：Ⅰ 40%、Ⅱ 50%、Ⅲ 10%、Ⅳ 0.3%、トンネル：Ⅰ 0%、Ⅱ 67%、Ⅲ 33%、Ⅳ 0%、道路附属物等：Ⅰ 24%、Ⅱ 63%、Ⅲ 13%、Ⅳ 0%です。

※判定区分の割合は四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。（次頁以降も同様）
※道路附属物等の内訳は巻末資料（1）を参照。

○2 巡目（2019～2020 年度）の点検実施率（全道路管理者）

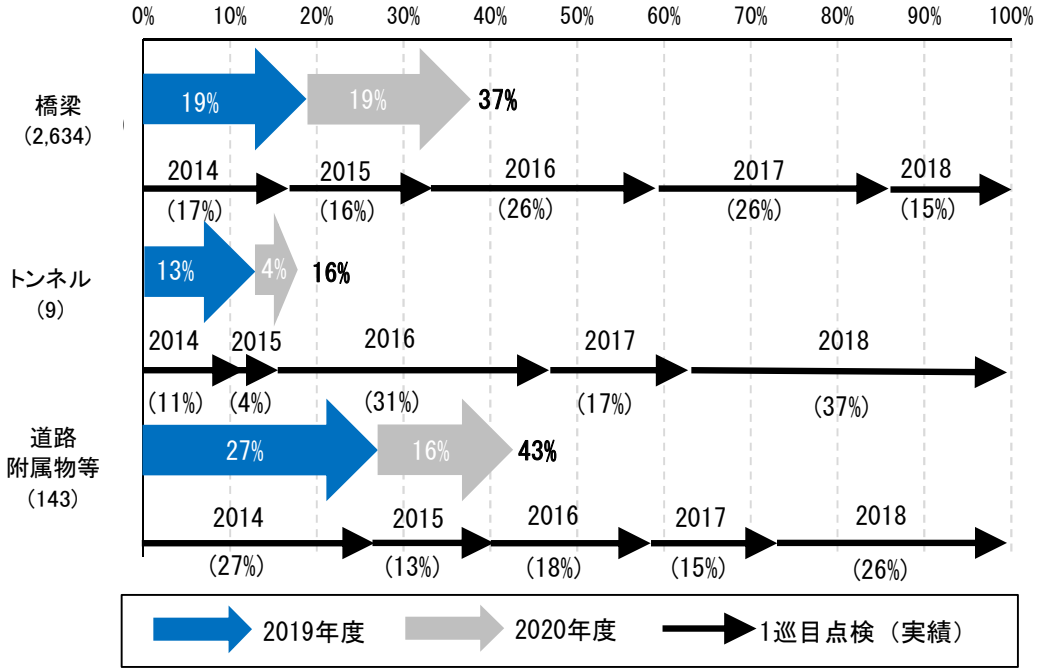

図３－１　２巡目（2019～2020 年度）の点検実施率（全道路管理者合計）

※（）内は、2019～2020 年度に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

表３－１　２巡目（2019～2020 年度）の点検実施率（全道路管理者合計）

	管理施設数	うち点検対象施設数※1	点検実施数	点検実施率※2
橋梁	7,070	7,025	2,634	37%　(33%)
トンネル	57	55	9	16%　(15%)
道路附属物等	338	329	143	43%　(40%)

※1：2021 年 3 月時点での施設数のうち、供用後 5 年以内などを除いた施設数の合計。　2021.3 末時点
※2：点検対象施設数を分母とした点検実施数の割合。（）内は、1 巡目（2014～2015 年度）における点検実施率であり、四捨五入の関係で上記グラフの年度毎の合計値とは一致しない場合がある。

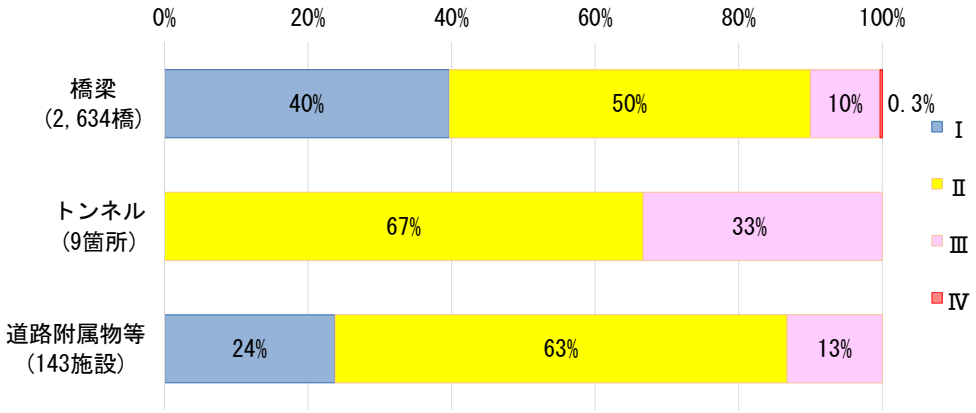

図３－２　２巡目（2019～2020 年度）の判定区分の割合（全道路管理者合計）

※（）内は、２巡目（2019～2020 年度）に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

表３－２　２巡目（2019～2020 年度）の判定区分の割合（全道路管理者合計）

	点検実施数	判定区分 上段：実数、下段：割合			
		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
橋梁	2, 634	1, 046	1, 324	256	8
		40%	50%	10%	0. 3%
トンネル	9	0	6	3	0
		0%	67%	33%	0%
道路附属物等	143	34	90	19	0
		24%	63%	13%	0%

2021. 3 末時点

【参考】１巡目（2014～2018 年度）の判定区分の割合（全道路管理者合計）

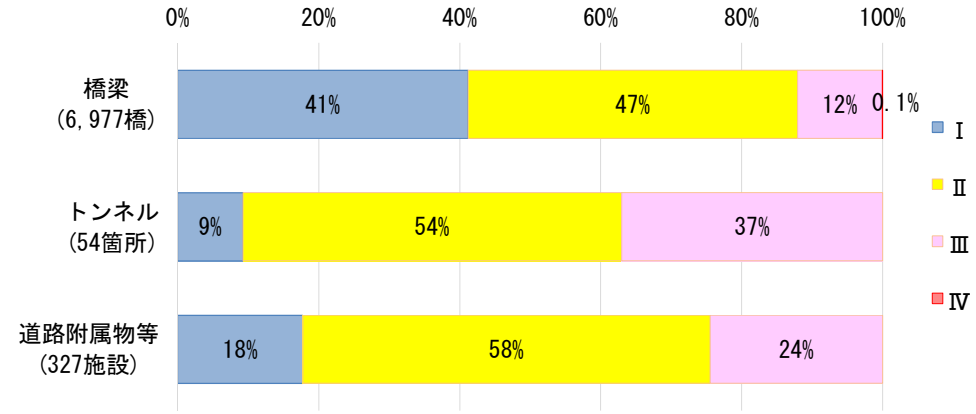

図３－３　１巡目（2014～2018 年度）の判定区分の割合（全道路管理者合計）

※2019 年 3 月時点での集計値
※（）内は、１巡目（2014～2018 年度）に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

（３）2019～2020 年度点検実施施設における判定区分の遷移状況

①橋梁

1 巡目の 2014 年度及び 2015 年度の点検で健全又は予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態（判定区分Ⅰ・Ⅱ）に診断された施設のうち、修繕等の措置を講じないまま、5 年後の 2019 年度及び 2020 年度の点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ・Ⅳ）へ遷移した割合は、全道路管理者で 7%です。

建設後経過年数に比例して、判定区分Ⅰ・Ⅱから判定区分Ⅲ・Ⅳに遷移した割合が高くなっています。

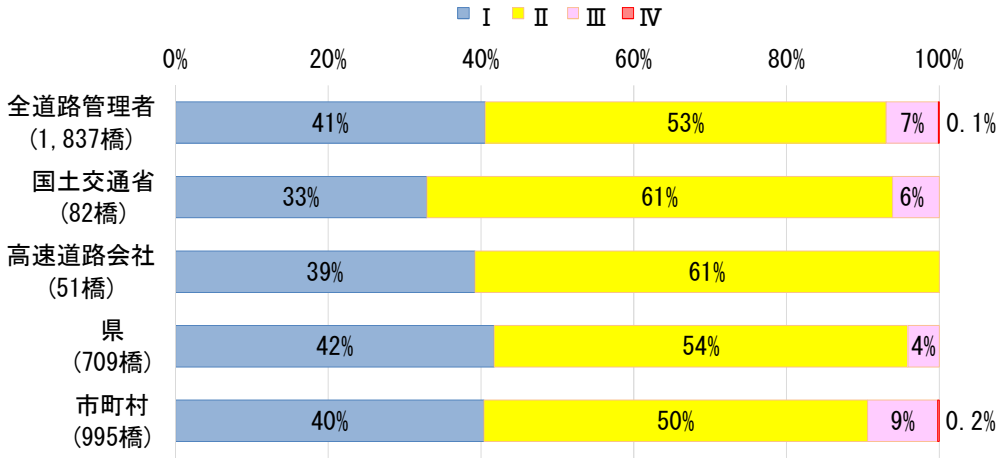

※（）内は、1 巡目（2014 年度及び 2015 年度）の結果が判定区分Ⅰまたは Ⅱとなった橋梁数の内、修繕等の措置を講じないまま 5 年後の 2019 年度及び 2020 年度に点検を実施した橋梁の合計。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

図３－１３　管理者別の判定区分の遷移状況

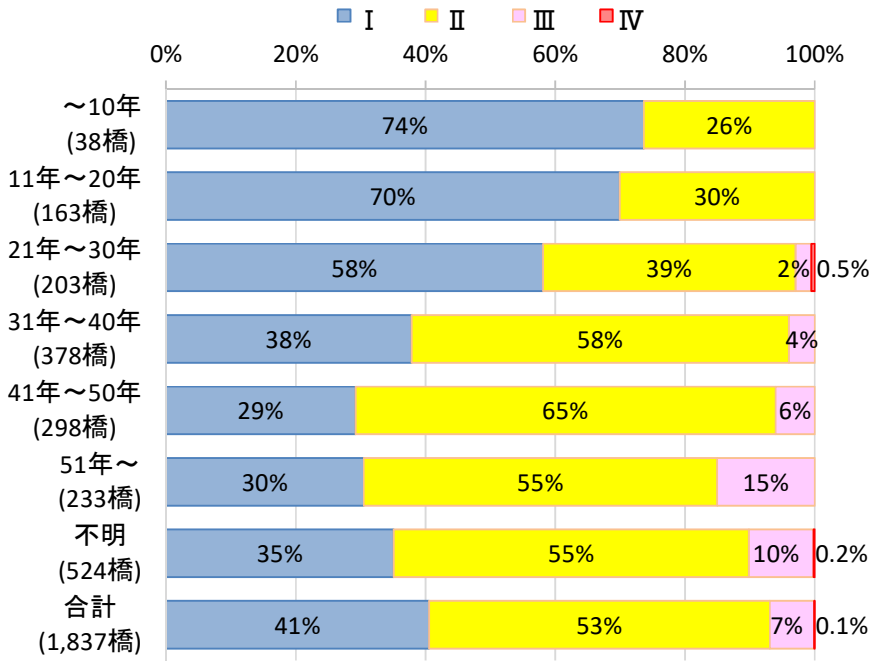

図３－１４　建設年数別の遷移状況（全道路管理者）

①橋梁

1 巡目（2014～2018 年度）の点検で判定区分Ⅲ又はⅣと診断された橋梁の修繕等の措置に着手した割合は、2020 年度末時点で国土交通省 100%、高速道路会社 82%、地方公共団体 63%です。

措置の完了率は、国土交通省 50%、高速道路会社 59%、地方公共団体 47%です。

表４－２　橋梁の判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B (B/A)	措置に着工済の施設数 C (C/A)	措置完了済の施設数 D※2 (D/A)	点検実施年度	:措置着手率(B/A) :措置完了率(D/A) 0% 20% 40% 60% 80% 100%
国土交通省	38	38 (100%)	24 (63%)	19 (50%)	2014	100% 100%
					2015	75% 100%
					2016	44% 100%
					2017	10% 100%
					2018	0% 100%
高速道路会社	17	14 (82%)	12 (71%)	10 (59%)	2014	100% 100%
					2015	―
					2016	75% 100%
					2017	0% 100%
					2018	63% 63%
地方公共団体計	787	494 (63%)	412 (52%)	372 (47%)	2014	81% 89%
					2015	50% 72%
					2016	33% 54%
					2017	28% 42%
					2018	13% 32%
県	305	241 (79%)	222 (73%)	208 (68%)	2014	80% 87%
					2015	71% 82%
					2016	57% 71%
					2017	54% 66%
					2018	23% 54%
市町村	482	253 (52%)	190 (39%)	164 (34%)	2014	84% 93%
					2015	36% 66%
					2016	27% 49%
					2017	19% 35%
					2018	9% 24%
合計	842	546 (65%)	448 (53%)	401 (48%)		48% 65%

2021.3 末時点

措置着手率　:措置（設計を含む）に着手した割合（B/A）

措置完了率　:措置が完了した割合（D/A）

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※1：1 巡目点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設のうち、点検対象外となった施設を除く施設数。

※2：2 巡目点検で再度Ⅲ、Ⅳと診断された施設でも、1 巡目点検に対する措置が完了した施設は含む。